

労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示（案）に関するご意見募集について（パブリックコメント）

（平成 29 年 8 月 10 日から平成 29 年 9 月 8 日まで実施）

○意見数 5 件

○主な意見

- ・ 本改正の周知の際は、最初の付与日が、以後勤続 1 年ごとの付与の起算点となることに留意することを併せて周知すべきである。
- ・ 「地域のイベントに合わせて年次有給休暇を取得できるようにする」ことについては「遊びの参加」と「奉仕作業としての参加」を分け、後者は年次有給休暇以外の特別休暇とできないか。
- ・ 年次有給休暇は希望があれば取得させなければならないものであり、本改正に賛成である。